

令和8年度 樋の口浄水場乾燥汚泥積込運搬業務

仕 様 書

弘前市上下水道部上水道施設課

第1条（適用）

本仕様書は、弘前市上下水道事業弘前市長（以下「発注者」という。）が委託する表題の業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

本業務は、樋の口浄水場の浄水工程より発生し天日乾燥された浄水汚泥（以下「汚泥」という。）を集積し、別途、契約済みの産業廃棄物処理施設（別紙のとおり）へ積込運搬するものである。なお、天日乾燥床から汚泥を積込む際は、雑草や碎石等が混入しないよう注意し、もし混入した場合はこれを取除くものとする。

第3条（法令等の遵守）

- 1 受注者は、本業務の実施に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守する。
- 2 受注者は、資格等（資格、検定、認定等）を、必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせなければならない。
「関係法令等」とは、水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方公営企業法、労働基準法、労働安全衛生法、道路法、道路交通法、河川法、環境基本法、水質汚濁防止法、建築基準法、災害対策基本法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、計量法、騒音規制法、電波法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

第4条（基本事項）

- 1 本業務は、契約書、仕様書及び図面に基づいて行う。
- 2 本仕様書及び図面に明示されていない事項であっても、本業務の性格上、当然必要なものは施行する。
- 3 本仕様書等に疑義がある場合は、発注者と受注者との協議によりこれを解決するものとする。
- 4 運搬する汚泥の性状については、別紙「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」を参照）のとおりとする。

第5条（作業計画書の提出）

受注者は、業務の実施にあたり、作業計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出しなければならない。

作業計画書には、次の各号に掲げる事項について、記載するものとする。

- 1) 受注概要
- 2) 作業実施工程表
- 3) 運搬方法及び運搬経路の地図
- 4) 作業組織表
- 5) 安全管理体制
- 6) 緊急時の体制
- 7) 青森県の産業廃棄物運搬業許可証の写し
- 8) その他必要な書類

第6条（担当職員）

担当職員は、本仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立合い、受注者に対し指示等を行うことができる。

第7条（安全管理）

- 1 受注者は、業務の実施に当たり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。
- 2 受注者は、業務の実施に当たり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所・地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所での事故防止に努める。
- 3 受注者は、火気を使用する場合、消防法による十分な防火措置を講じる。

第8条（衛生管理）

- 1 受注者は、水道施設構内又はその付近で業務を行うに当たっては、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理には十分注意する。
- 2 受注者は、発注者の指示がある場合、本業務従事者について検査資格を有する機関の発行した健康診断書（細菌検査）を提出する。

第9条（作業時間）

本業務の作業時間は、発注者の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に発注者の承認を得るものとする。

第10条（運搬車等必要機器の準備）

受注者は、適切かつ能率的に本業務を遂行するため、ダンプトラックその他必要な機材を用意し、本業務に支障を与えないよう、努めなければならない。

第11条（搬出量の検収）

処分場におけるトラックスケールによる計量証明書をもって汚泥の搬出量とする。このとき、確認のために次の各号に掲げる事項について撮影する。

- 1) 搬出時の積載状況
- 2) 計測直前の積載状況
- 3) 計測状況

第12条（工程等の打合）

受注者は、発注者と工程等について事前に打合せをする。

第13条（業務対象場所及び対象施設）

本業務を行う対象場所及び対象施設は別紙のとおりである。

第14条（業務期間及び予定数量）

本業務期間及び予定数量は別紙のとおりである。

第15条（紙マニフェスト）

本業務は紙マニフェストにより管理を行い、使用されるマニフェスト用紙は、受注者の負担とする。

第16条（事故及び機器の不具合）

本業務実施時及び終了後、受注者の責任に帰する事故及び機器の不具合については、受注者の責任と負担によりすみやかに処置し、発注者の確認を得る。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

第17条（業務完了報告書）

受注者は、業務を完了したときは次の書類を業務完了報告書として1部発注者に提出しなければならない。

- 1) 汚泥運搬量等報告書
- 2) 作業写真帳
- 3) マニフェスト
- 4) 産業廃棄物管理台帳(CDで提出)
- 5) 出来形管理図表

第18条（環境配慮）

受注者は、弘前市が実施する環境配慮に係わる取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取り組みを強制するものではない。

第19条（暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務）

受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

第20条（その他）

受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

以上

令和8年度 樋の口浄水場乾燥汚泥積込運搬業務 別紙

1. 業務理由

樋の口浄水場の浄水工程より発生し天日乾燥された浄水汚泥を集積し、産業廃棄物処理施設へ積込運搬するものである。

2. 業務対象場所及び対象施設

樋の口浄水場 : 弘前市大字樋の口町 地内
1) No. 1～No. 4 天日乾燥床
2) No. 5～No. 10 天日乾燥床
第2天日乾燥床 : 弘前市大字茜町3丁目 地内
3) 第2天日乾燥床1～6号床

3. 業務期間

契約締結日翌日から令和8年12月15日まで

4. 予定数量

業務対象施設	予定数量	対象面積	1床当たり
No. 1～No. 4 天日乾燥床	(汚泥) 237.6 t	対象面積 :	270 m ²
No. 5～No. 10 天日乾燥床	(汚泥) 356.4 t	対象面積 :	270 m ²
第2天日乾燥床1～6号床	(汚泥) 481.1 t	対象面積 :	162 m ²
	合計 1075 t		

※ 汚泥の比重を1.1 t/m³とする。

5. 業務内容

汚泥の集積・除草	汚泥を集積・除草し、山積にする。集積する箇所は協議による。天日乾燥床への重機の搬入は吊上げとする。ただし、角落しからの搬入も可能であるが、撤去・再設置に係る費用は受注者の負担とする。
汚泥の積込・運搬	集積した汚泥を産業廃棄物処理施設へ積込・運搬する。

6. 汚泥処理施設

氏 名 : 株式会社 西田組
住 所 : 青森市荒川字柴田102-1
許可都道府県・政令で定める市 : 青森市
許可の有効期限 : 令和12年5月12日
事業の区分 : 造粒固化
産業廃棄物の種類 : 汚泥（無機性のものに限る）
許可の条件 : 無し
許可番号 : 10822008968
事業所の名称 : 株式会社 西田組桐ノ沢処理センター
所在地 : 青森市大字駒込字桐ノ沢160-2、301-1

※詳しい業務対象施設は図面のとおり。

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	令和8年7月17日		記入者 秋葉 海志	
2	排出事業者の名称等	名称	弘前市上下水道事業	所属	上水道施設課 浄水係
		所在地	〒 036-8276 弘前市樋の口町272-3	担当者	秋葉 海志
				TEL	0172-32-0376
				FAX	0172-32-3759
3	廃棄物の名称	汚泥(上水汚泥)			
4	廃棄物の発生工程 ☐ 工程図等添付	主成分 土砂成分 他			
5	廃棄物の種類 ☒ 産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他 ()			
	☐ 特別管理産業廃棄物	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銲さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石棉等 ☐ 汚泥(有害)			
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン			
7	廃棄物の組成・成分情報 ☐ 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	物質名又は品名		量・濃度	CAS登録番号
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	☐ その他主要成分			
		(×) 硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (○) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) アンチモン (×) その他 ()			

9	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 ☐ 有 ・ ☒ 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)
10	有害特性 ☐ 有 ・ ☒ 無 ☐ 不明 参考	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ☐ 固形 ☒ 泥状 ☐ 液状 → 粘性 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強) 臭気 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 (臭気種類:) 色 () 比重 () pH () 沸点 () 融点 () 発熱量 () 水分 (85 %)
12	品質安定性	経時変化(☐ 有 ・ ☒ 無) 有る場合は具体的に記入 ()
13	荷姿	☐ 容器 () ☒ 車両 (パラ) ☐ その他 ()
14	排出頻度 数量	頻度: (☒ スポット ☐ 継続予定) 数量: (1075) ☐ kg ☒ t ☐ ㍓ ☐ m³ ☐ 本 ☐ 缶 ☐ 袋 ☐ 個 / ☒ 年 ☐ 月 ☐ 週 ☐ 日
15	特別注意事項 保護具 応急処置 漏洩時措置 火災時措置 その他 ☐ 有 ☒ 無	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ☐ ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他 () ☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気のある場所へ移動し安静にする ☐ その他 () ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 目に入った場合 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他 () 除去方法: ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☐ その他 () 除去作業時の注意: ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 () 水による消火 ☐ 可 ☐ 不可 → 消火方法 ()
16	その他の情報	SDS (☐ 有 ・ ☒ 無) 分析表 (☒ 有 ・ ☐ 無) サンプル (☐ 有 ・ ☒ 無) 有の場合 → ☐ 均一 ☐ 不均一 ☐ 疑似サンプル 写真 (☐ 有 ・ ☒ 無) その他 (☐ 有 ・ ☒ 無) 具体的には → ()

<変更履歴／内容確認欄>

No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容／備考